

しない!!させない!!

不法投棄

不法投棄は犯罪です。

捨てた物がちょっとした家庭ごみであっても、この行為は不法投棄であり犯罪行為です。
岐阜市では警察と連携し不法投棄の防止に取り組んでいます。

ごみの不法投棄をなくすには？

- 一人ひとりが自覚を持ち、自分のごみは自分で責任を持ち適正に処理をしましょう。
- みんなの目で、不法投棄を監視しましょう。
- まちを美しく保つため、地域で協力してごみを捨てられない環境をつくりましょう。
- 土地や建物の占有者（管理者）は不法投棄を誘発しないよう清潔の保持に努めましょう。



私有地の不法投棄防止対策(例)

- ロープや柵などで他人が容易に出入りできないようにしましょう。
- 空き地や休耕田などの草刈りを定期的に行いましょう。
- 私有地内の整理整頓に心がけましょう。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(要約)

第16条(投棄禁止)

何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

第25条(罰則)

第16条の規定に違反して廃棄物を捨てたものは、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金に処し、またはこれを併科する。(法人においては3億円以下の罰金)

不法投棄を発見したら

岐阜市不法投棄 110番

こみぜろ はいいな

TEL 0120-530-817

こみぜろ はいいよ



FAX 0120-530-814

または **警察署** へご連絡ください。

注目!! 粗大ごみなどの処分に「無許可」の 不用品回収業者を利用しないでください!

このような業者をよく見かけませんか?



空地などで不用品を
収集する業者



軽トラックなどで市内
を巡回し、不用品を
収集する業者

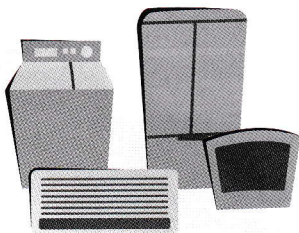
チラシをポストなどに投
函し、日にちを指定して
不用品を収集する業者



フリーペーパーやイン
ターネットで宣伝し、不用品
を収集する業者



なぜ、利用しては
いけないの?



- 他人のごみ(廃棄物)を有償・無償に係わらず収集・運搬することは法律により禁止されています。
- このような業者はごみ(廃棄物)の収集・運搬業の許可を持っていませんので、無料だからと安易に利用しないでください。
- 不用になったエアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機(衣類乾燥機を含む)は、**家電リサイクル法により適正な処理をすることが義務付けられています。**
- また、便利サービス業者や遺品整理業者等に、ごみ処理を依頼することはできません。

- ・「古物営業許可」や「岐阜県使用済金属類営業許可」では**ごみ(廃棄物)の収集・運搬はできません。**
- ・「産業廃棄物収集運搬業許可」では一般家庭から出る**ごみ(廃棄物)の収集・運搬はできません。**



- 粗大ごみの処理は、粗大ごみ受付センター

☎ 058-243-0530 へお申し込みください。

- 環境省のホームページアドレス【無許可回収業者注意喚起】
<http://www.env.go.jp/recycle/kaden/tv-recycle/qa.html>

- 岐阜市ごみ出しのルール
(Rules for Disposing Garbage in Gifu city)

岐阜市のごみ出しのルールを10言語で読むことができます。
QRコード®からダウンロードしてご利用ください。

You can read about Gifu City's rules for disposing garbage in 10 different languages by scanning the QR Code® above and downloading them.

Catalog Pocket

カタログポケット



Download
the rules
to learn
more!

- 日本語 English
- 한국어 繁體中文
- 简体中文 ภาษาไทย
- Português Español
- Tiếng Việt
- Bahasa Indonesia



再生紙を使用しています。

お問い合わせ

環境部環境事業課 普通ごみ:(058)265-3983 ビン・カン・ペットボトル、粗大ごみ等:(058)214-2418